

公社) 岐阜県理学療法士会 厚生部福利厚生事業

会員活動助成のルール

当事業は、公社) 岐阜県理学療法士会が、当会会員に対する福利厚生を目的とするものであり、会員有志によるスポーツ大会・文化交流会など、会員間の良好な交流を促進し、本会の発展に寄与すると認める活動に対し活動の支援を行なうものである。

<基本事項>

- ・ 支援の対象は会員を含む団体であること。
- ・ 支援の内容は活動費に対する助成などとする。
- ・ 活動費にはイベントに係る施設使用料などとする。

<活動内容について>

- ・ 活動を主催する担当者が会員であること。
- ・ 活動への参加者のうち会員の占める割合が3分の1以上であること。
- ・ 活動終了後、速やかに活動結果および収支内容を報告し、会員その他に向けた情報発信にも努めること。(報告のない場合は助成を取り消す場合がある)

<助成内容について>

- ・ 助成は申請が受理された活動のみに対して行なう。
- ・ 助成金の支払いは活動終了後とする。(活動に係った領収書のコピーを提出)
- ・ 助成額は申請額の2分の1(上限10万円)を基本とする。
- ・ その他不測の状況に応じた対応は会長の判断による。

<申請手続き>

- ・ 申請を希望する会員は、所定の申請用紙をもって事務局へ申請すること。
- ・ 活動にともなう経費の収支計画がなされ、申請書に明記されていること。
- ・ 申請時、参加者名簿(会員については会員番号を明記)を提出すること。

公社) 岐阜県理学療法士会 厚生部
(平成27年4月1日)